

館山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、指針及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

省令第140条の63の6第1号に該当するものとして本市が定める基準に基づき提供されるサービスで、旧介護予防訪問介護に相当するもの

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

省令第140条の63の6第1号に該当するものとして本市が定める基準に基づき提供されるサービスで、旧介護予防通所介護に相当するもの

ウ 介護予防ケアマネジメント

法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業の実施方法)

第4条 次に掲げる事業は、法第115条の45の3に基づき市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。

(1) 訪問型サービス

(2) 通所型サービス

2 介護予防ケアマネジメントの事業は、法第115条の47第4項に基づき適切に事業を実施できると認められる者に委託して実施することができる。

3 第1項の指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関し必要な事項は、別に定める。

（第1号事業の利用対象者）

第5条 第3条第1項の介護予防・生活支援サービス事業に係る利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号に規定する第一号被保険者（以下「事業対象者」という。）

（事業対象者判定）

第6条 事業対象者の判定は、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に基づき定める基本チェックリスト（別記第1号様式。以下「館山市基本チェックリスト」という。）を用いて行う。

（介護予防ケアマネジメントに係る届出）

第7条 第5条に規定する利用対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が介護予防ケアマネジメントを受けようとするとき又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターを変更するときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（別記第2号様式。以下「作成依頼届出書」という。）に介護保険被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の作成依頼届出書の提出は、居宅要支援被保険者等に代わり、当該居宅要支援被保険者等から介護予防ケアマネジメントに係る依頼を受けた地域包括支援センターが行うことができる。

（第1号事業に要する費用の額）

第8条 省令第140条の63の2第1項第1号の規定に基づき、第1号事業に要する費用の額は、別に定める。

（第1号事業支給費に係る支給限度額）

第9条 指定事業者に係る第1号事業の支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の支給限度額は、法第55条及び法第59条の2の規定を準用する。

2 市長は、居宅要支援被保険者等に保険料の滞納があるときは、法第66条、第67条、第68条及び第69条の例により、第1号事業支給費を制限することができる。

（第1号事業支給費に係る審査及び支払）

第10条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務について、法第115条の45の3第6項の規定により千葉県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第11条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

（指導及び監査）

第12条 市長は、指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定事業者等」という。）に対し、次の各号に掲げる指導及び監査を行うことができる。

(1) 法第115条の45の7の規定に基づく監査

(2) 指定事業者等に対して、法第23条の規定を準用して行う指導及び調査

2 市長は、指定事業者等以外の総合事業を実施する者に対し、次に掲げる指導及び監査を行うことができる。

(1) 委託業務等の運営について随時報告をさせ、又は実地に調査すること

(2) 指定事業者等以外の総合事業を実施する者が次に掲げる項目に該当すると認めた場合に、その委託契約等を解除すること

ア 当該契約等又は当該契約に基づく館山市の指示に違反したとき

イ 虚偽の実績報告により委託料の請求をし、又は委託料の支払を受けたとき

ウ 館山市に対し、虚偽の報告をし又は正当な理由なく報告若しくは実地調査を拒否したとき

(3) 総合事業の委託において法第115条の47第4項に規定する受諾者が適合すべき基準に照らして以下の指導を行うことができる。

- ア 事故発生時の対応
- イ 従事者又は従事者であった者の秘密保持
- ウ 従事者の清潔保持と健康の管理
- エ 第1号事業の廃止・休止の届出と便宜の提供

(不正利得の返還等)

第13条 市長は、偽りその他不正な行為により、居宅要支援被保険者等が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払を受けたときは、当該支給費の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。(第9条関係)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

館山市基本チェックリスト

記入日： 年 月 日（ ）

氏 名		住 所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質 問 項 目			回答：いずれかに○をお付け下さい	
1	バスや電車で一人で外出していますか			0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか			0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか			0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか			0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	1. いいえ
8	15 分間続けて歩いていますか			0. はい	1. いいえ
9	この 1 年間に転んだことがありますか			1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0. いいえ
11	6 ヶ月間で 2 ～ 3 kg 以上の体重減少がありましたか			1. はい	0. いいえ
12	身長 c m 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0. いいえ
16	週に 1 回以上は外出していますか			0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか			1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ
21	(ここ 2 週間) 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ
22	(ここ 2 週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった			1. はい	0. いいえ
23	(ここ 2 週間) 以前まで楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる			1. はい	0. いいえ
24	(ここ 2 週間) 自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0. いいえ
25	(ここ 2 週間) わけもなく疲れたような感じがする			1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5 未満の場合に該当とする。

被保険者氏名						生年月日				性別			
フリガナ						明・大・昭							
						年　月　日							
被保険者番号						個人番号							
介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する事業者													
区分	☐ 新規		契約日		年　月　日								
	☐ 変更		(適用開始年月日)										
事業所名						事業所番号							
事業所の所在地													
〒　—													
電話番号()													
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。													
事業所名			事業所の所在地			〒　—							
			電話番号()										
介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等 ※変更する場合のみ記入してください。													
館山市長様													
上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届出します。													
住所 _____													
被保険者 _____										電話番号 _____			
氏名 _____										() _____			

- (注意)
- この届出書は、要支援認定の申請時に、若しくは、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第、速やかに館山市へ提出してください。
 - 介護予防サービス計画作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず館山市に届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

保険者 処理欄	☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複 ☐ 特記事項確認						
	【事業利用対象確認】 ☐ 要支援 ☐ 事業対象者（基本チェックリスト）						
	受付日	/	処理日	年	月	日	入力者